附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第十七号の二様式別表の改正規定並びに次条第二項及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方税法施行規則（次項において「新規則」という。）第三号様式及び同様式別表表面は、平成二十八年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2　新規則第十七号の二様式別表は、この省令の公布の日以後に地方税法第三百十七条の六第四項の規定により提出する同項に規定する公的年金等支払報告書について適用し、同日前に同項の規定により提出した同項に規定する公的年金等支払報告書については、なお従前の例による。

（地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「及び次条第七項の規定」を削り、同条第四号中「次条第八項」を「次条第七項」に改める。

附則第二条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

○総務省令第九十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二十九日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五の二第一項中「第五号の十四様式」の下に「及び第五号の十四の二様式」を加え、「二通を作成し、一通」を「を作成し、第五号の十四様式による特別徴収票」に、「他の一通」を「第五号の十四の二様式による特別徴収票」に改める。